

原議保存期間 10年  
(平成28年12月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第77号  
平成18年12月6日  
警察庁交通局交通規制課長

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について道路法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第357号)が平成18年11月15日に公布され、平成19年1月4日から施行されることとなった。

改正後の道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)において、法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上において自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下「自転車等駐車器具」という。)を占用物件として設けることが可能とされたことから、当該物件を設置する場合の道路使用の許可、駐車可の交通規制等の対応方針につき、国土交通省道路局と協議を行い、下記のとおりとすることとしたので、対応に遺憾のないようにされたい。

なお、「道路法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について」(平成17年3月29日付け警察庁丁規発第29号)は廃止する。

## 記

### 1 主な改正の内容

- (1) 令第7条第8号関係(道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の追加)

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として道路の区域内の地面に設ける自転車等駐車器具が追加された。

「車輪止め装置その他の器具」として想定しているのは、車輪止め装置、柵、上屋、照明器具等である。

- (2) 令第10条第1号八関係(交差点等の地上に設ける工作物、物件又は施設の場所の基準緩和)

交差点等に設けることのできる占用物件は、電線及び電柱に限定されていたが、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の種類又は構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合には、道路が交差し、接続し、又は屈折する場所の地上について、工作物等の占用を認めることされた。

「工作物等の種類又は構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合」とは、工作物等を設けることにより、道路の構造上問題がなく、安全で円滑な通行の妨げになることや信号機や道路標識等の効用を妨げることがないような場合である。

- (3) 令第11条の7関係（自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用の場所の基準）

道路の区域内の地面に設ける自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用の場所は、次のいずれにも適合する場所であることとされた。

ア 車道又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分に設けないこと。

イ 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し又は屈折する部分以外の道路の場所に設けること。

ウ 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、器具を駐車の用に供したときに、自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する歩道等の幅員を確保したものであること。

エ 道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル（歩道上にあっては、2.5メートル）以上であること。

上空に設けられるものとして想定しているのは、上屋、照明器具等である。

オ 特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

特定連結路附属地とは、高速自動車国道又は自動車専用道路と一般道路との連結路の管理のために必要な土地であり、一般交通の用に供していない部分である。

- (4) 令第11条の8関係（原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用の場所の基準）

道路の区域内の地面に設ける原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用の場所は、上記(3)に掲げる場所のほか、車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分に設けることとされた。

## 2 対応方針

- (1) 交通規制に関する事項

ア 道路管理者が道路の附属物として自転車駐車を歩道等（法面若しく

は側溝上の部分又は自転車歩行者道を含む。以下同じ。)に設置しようとする場合、若しくは道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第45条第1項に規定する駐車を禁止する道路の部分でない場所に自転車駐車を設置しようとする場合、又は道路管理者以外の者が自転車等駐車器具を歩道等に設置し、若しくは法第45条第1項に規定する駐車を禁止する道路の部分でない自転車道に自転車等駐車器具を設置し、これを駐車の用に供しようとする場合は、法第48条の規定による道路標識を設置した上、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。)第9条及び第10条に定める規制標示を設置し、駐車の方法を指定すること。

イ 道路管理者が道路の附属物として自転車駐車を法第45条第1項に規定する駐車を禁止する道路の部分に設置しようとする場合、又は道路管理者以外の者が自転車等駐車器具を法第45条第1項に規定する駐車を禁止する道路の部分である自転車道に設置し、これを駐車の用に供しようとする場合は、上記アに加えて、法第4条及び第46条の規定により、駐することができる自転車等の種類及び区間等を限定した駐車可の規制を行うこと。

(2) 道路使用許可に関する事項

ア 道路管理者以外の者が自転車等駐車器具を歩道等又は自転車道に設置し、これを駐車の用に供しようとする場合は、法第77条第1項第2号に該当し、当該場所を管轄する警察署長の道路使用許可が必要であることから、許可の可否に当たっては、地域住民や道路利用者等の合意形成の度合を見定めながら、同条第2項各号に照らし適切に判断すること。

イ 自転車等駐車器具を設置し、これを駐車の用に供することは、道路上に放置されている自転車の駐車の整序化につながり、歩行者等の安全で円滑な通行に資するなど社会的意義を有するものであることから、その許可申請に当たっては手続が円滑に行われるように配慮すること。

(3) 道路管理者との事前協議等

道路管理者が道路の附属物として自転車駐車を設置する場合、又は道路管理者以外の者が自転車等駐車器具を設置し、これを駐車の用に供する場合については、上記(1)及び(2)のとおり都道府県公安委員会の交通規制及び所轄警察署長の道路使用許可が必要であることから、令第38条の2第2項に基づく都道府県公安委員会への意見聴取及び法第79条に基づく道路管理者との協議において、次の諸点につき遺漏なきよう調整を行うこと。

- ア 道路上に自転車駐車場等（道路管理者が附属物として設置する自転車駐車場及び道路管理者以外の者が設置し、駐車の用に供する自転車等駐車器具をいう。以下同じ。）を設置する場合、道路管理者において標識標示令第5条及び第6条に規定する路上駐車場の区画線が設置されること。
- イ 自転車駐車場等を自転車道、自転車歩行者道又は歩道に設置した場合の設置後の歩行者等が通行することのできる幅員は、道路構造令第10条、第10条の2及び第11条に規定する幅員が確保されていること。ただし、横断歩道橋の下や植樹帯間に設ける場合等、当該自転車駐車場を設置した場合の設置後の幅員が設置前と変わらない場合で、交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。
- ウ 横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、原則として道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分には設置しないものであること。
- エ 出入口（歩行者用の出入口は除く。）の設置場所は、原則として次のとおりであること。
- (ア) 歩道に、道路管理者が附属物として自転車駐車場を設置する場合又は道路管理者以外の者が自転車に係る自転車等駐車器具を設置し、これを駐車の用に供する場合は、歩道側から出入りする位置に出入口を設置すること。
  - (イ) 自転車道に、道路管理者が附属物として自転車駐車場を設置する場合又は道路管理者以外の者が自転車に係る自転車等駐車器具を設置し、これを駐車の用に供する場合は、自転車道から出入りする位置に出入口を設置すること。
  - (ウ) 歩道又は自転車道に、原動機付自転車又は二輪自動車に係る自転車等駐車器具を設置し、これを駐車の用に供する場合は、車道側から出入りする位置に出入口を設置すること。
- オ 自転車、原動機付自転車及び二輪自動車の駐車の用に供する区域外へのはみ出しを防止し、歩行者等の通行の安全を確保するため、車両の出入りする側を除き、当該区域の外周に柵等を設置するものであること。
- カ 普通自転車が歩道を通行することができる交通規制が行われていない歩道に自転車駐車場等を設置する場合は、歩道上は自転車を降りて通行する旨の注意喚起の看板等が設置されるものであること。
- キ 設置される自転車駐車場等は、不特定多数の者の利用の用に供するものであること。

ク 自転車等駐車器具の設置主体については、地方公共団体、公共交通事業者、地元商店会その他これらに準ずる者であって、当該器具を適切に管理し、不特定多数の者が駐車する自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者であること。

ケ 自転車等駐車器具の構造は、次のとおりであること。

(ア) 構造及び色彩は、信号機及び道路標識等の効用を妨げないものであること。

(イ) 車輪止め装置（通称ラック）は、視認性の確保等安全の観点から平面式であること。

